

首都圏土壌医の会 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本組織は、首都圏土壌医の会（以下「本会」という）と称する。

(事務局)

第2条 本会の主たる事務所は東京都多摩市連光寺 6-24-5 ビューハイツ I 201 号室に置く。

(目的)

第3条 本会は地域土壌医の会として土づくりに関する課題解決力を高めることによって地域の農業・農村、都市農業、市民農園、福祉農園、家庭菜園、都市公園、自然公園、ガーデン等土づくりを必要とするあらゆる現場の活性化に貢献することを目的とする。

目的を達成するためには、土づくりに関するアドバイスや指導力の一層の強化を図る必要があり、具体的には

①会員相互の研鑽と交流を深める

②会員の情報ネットワーク等を通じ土づくりに関する課題解決力を高めることを実践する。。

(事業)

第4条 本会は第3条の目的を達成するため、次の活動及び事業を行う。

1. 土づくりに関する調査、研究、研修、実証
2. 土づくりに関する研修会、研究会、講演会、講習会、見学会の開催
3. 土づくりに関する情報収集や情報の交換
4. 土づくりの普及に関する活動
5. その他会員の業務推進に資する活動

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、首都圏内（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、神奈川県、埼玉県、千葉県）に在住する土壌医資格登録者（土壌医、土づくりマスター、土づくりアドバイザー）を中心として、次の会員によって構成される。

なお、首都圏以外に在住する者であっても、本会の活動に賛同するものは、会員として認める。

(1) 土壌医資格登録者(正会員：ゴールド会員及びシルバー会員)

(2) 入会を希望する者(準会員)

(3) 土壌医の会の活動に協賛し、本会の発展、拡大に協力する企業、団体(賛助会員)

(入会)

第6条 入会を希望する者は、所定の様式による本会加入申込書を事務局に提出し会員名簿に登録されなければならない。

(会費)

第7条 会員は会員種別に応じ、以下の会費を納入しなければならない。

(1) 正会員

①年会費：(一財)日本土壌協会が定めた「土壌医の会に関する要綱第5条3項」に規定されている年会費。ただし、本会以外の土壌医の会に所属し、その会に年会費を納める者は、本会に納入する必要はない。

②活動費：本会の第3条の目的を達成するために①の年会費とは別に本会に納入する会費。活動費については、別に理事会で「活動費規程」を定める。

(2) 準会員

①活動費：本会の第3条の目的を達成するために本会に納入する会費。

(3) 賛助会員

①賛助会費：会費は定めない。

(変更の届出)

第8条 会員は、その氏名若しくは名称、住所、所属又は連絡先等について本会への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なくその旨の変更後の事項を事務局に対して通知するものとする。

(退会)

第9条 本会から退会を希望する者は「退会届出書」を理事会に提出しなければならない。

(会員登録の取り消し)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合、理事会で会員の登録を取り消すことができる。

(1) 本会の趣旨及び目的に明らかに反する行為を行ったと認められる場合

(2) 虚偽の情報を提供するなど、会員又は第三者に不利益をもたらすような行為をしたと認められる場合

(3) 法令や公序良俗に反する行為をしたと認められる場合

(4) その他、理事会によって退会が必要と判断される場合

第3章 役員等

(役員)

第11条 本会に役員として会長、副会長、理事(事務局長を含む)及び監事若干名を置くことができる。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名以内

(3) 理事 15名以内(事務局長1名含む)

(4) 監事 2名以内

(役員を選任)

第12条 会長及び副会長は、理事会において理事の互選によって選任する。

2. 理事及び監事は、総会で会員のうちからこれを選任する。

本会設立時は、前項にかかわらず、事務局が会長、副会長、理事及び監事の候補者を作成し、設立総会の出席者の過半数の賛同を得て選任することができる。

3. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とする。選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 役員は、勤務先や所属先の変更、健康上の理由により継続が困難な場合、残りの任期について、理事会の承認を得ることで、後任者を指名し、その任を引き継ぐことができる。
3. 補欠又は増員によって選任された役員任期は、前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

(役員職務及び権限)

第14条 会長は本会を代表し、その業務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故もしくは欠員の時は、その職務を代行する。
3. 監事は、本会の業務及び会計を監査し、監査報告を作成する。必要に応じて理事会に出席し、意見を述べることができる。

(役員解任)

第15条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の決議によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障の為、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他理事としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第16条 役員に対して、その職務執行の対価として、総会において別に定める「役員等の報酬額規程」に基づいた額を、総会の決議を経て、支給することができる。

(相談役及び顧問の職務及び権限)

第17条 必要に応じて相談役または顧問を選任することができる。

2. 相談役及び顧問は、会員内外から理事会で選任する。
3. 相談役は会長が委嘱し、本会の業務のうち重要な施策について参画し、相談にあたる。任期は原則2年とする。ただし、再任を妨げない。
4. 顧問は会長が委嘱し、本会の業務のうち重要な施策について参画し、会長の諮問に応じて理事会に出席して意見を具申できる。任期は原則2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 理事会

(理事会)

第18条 理事会は、会長が必要であると認めるときに招集し、本会の運営に関する重要事項を審議決定する最高議決機関とする。

2. 理事会は会長、副会長、理事をもって構成する。
3. 会長は本会を代表し、会務を総括し理事会の議長となる。
4. 理事会は構成員の過半数の出席数（委任状を含む）を以って成立する。
5. 総会に付すべき事項を審議するほか、総会より委任された事項を審議決定し、及び各種運営規程の作成等本会の会務執行上の重要事項を審議決定する。
6. 理事会の議決は出席理事の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

第5章 総会

(総会)

第19条 総会は、定期総会と臨時総会とし、会長がこれを招集する。

2. 定期総会は少なくとも毎年1回事業年度終了後3か月以内に開くものとする。
3. 臨時総会は会長が必要であると認めるときに開くものとする。
4. 総会は議決権を有する会員(正会員)の過半数の出席数(委任状を含む)を以て成立する。
5. 総会の議長は会長が務める。

(議決)

第20条 総会の議決権は、議決権を有する会員(正会員)1名につき一個とし、出席した正会員の過半数を以て決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。ただし、次の事項についての議決は、出席した議決権を有する会員(委任状を含む)の3分の2以上の同意がなければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 本会の解散

(総会に付議すべき事項)

第21条 会長は規約の細則で別に定めるもののほか、次の事項について付議しなければならない。

- (1) 年度事業報告及び収支決算の承認と会計監査報告
- (2) 次年度事業計画及び収支予算
- (3) 規約の変更
- (4) 役員の変更
- (5) 本会の解散
- (6) その他本会の運営に関する重要な事項

(議事録)

第22条 総会の議事については、議長は議事録署名人を指名し、議事録に記名捺印をする。

第6章 研究部会

(研究部会)

第23条 会員の意思によって土づくりに関する専門的事項及び地域における農業・農村、都市農業、市民農園、福祉農園、家庭菜園、都市公園、自然公園、ガーデン等土づくりを必要とするあらゆる現場の活性化等に関する研究的な課題について研究討議するための研究部会を置くことができる。

2. 研究部会の設置、会員資格、運営については理事会で別に「研究部会運営規程」を定める。

第7章 個別事業

(個別事業)

第24条 個別事業とは、会員と行政、企業、団体、個人が協力連携して本会として実施する事業とする。

2. 個別事業の参加メンバー資格、運営については理事会で別に「個別事業運営規程」を定める。

第8章 資産及び会計

(資産および会計)

第25条 本会の資産は、次にあげるものによって構成する。

一 会費収入

一 寄付金品

一 事業収入

一 その他の収入

2. 本会の経費は、資産をもって支弁する。

3. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。ただし、発足時は許可日以降翌年の3月31日とする。

4. 会計の処理に関する基準については、理事会で別に「会計処理規程」を定める。

第9章 事務局

(事務局)

第26条 本会に事務局を設ける。事務局には事務局長、副事務局長、事務局次長を置くことができる。事務局の運営に関しては、別に理事会で「事務局運営規程」を定める。

第10章 責任範囲、権利及び個人情報の取り扱い

(責任範囲)

第27条 役員及び事務局は、本規約に定める以外に何らかの責任を負わないものとする。

会員が自己の名義で商談、取引ないし契約等は、役員及び事務局は何らかの責任を負わない。

ただし、本会名義の活動はこの限りではない。

(機密保持)

第28条 本会の活動において参画する構成員間で開示された秘密情報は、あらかじめ構成員間で承諾を得た場合を除き、第三者に開示、公表、漏洩してはならない。

(個人情報の取り扱い)

第29条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、その後の改正を含む）に基づき、会員名簿等当該個人情報を保護するものとする。

第11章 雑 則

(細則)

第30条 この規約にない事項については理事会で運営規程を定める。

- (1) 研究部会運営規程
- (2) 個別事業運営規程
- (3) 会計処理規程
- (4) 事務局運営規程
- (5) 役員等の報酬額規程
- (6) 活動費規程

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は本会の設立許可日から施行する。

第2条 この規約の変更は、令和3年7月13日から施行する。